

令和 7 年度 板橋区補充教職員（事務・栄養士・養護教諭）

（会計年度任用職員）募集要領

1 制度概要

令和 7 年度において、区立学校の教職員（事務・栄養士・養護教諭）に欠員が生じた場合、又は事務における規模補正対象校または要保護・準要保護補正対象校に該当した場合に、適正な学校運営を図るため、一定の要件を備えている方を選考のうえ補充教職員（事務・栄養士・養護教諭）に任用し、区立小学校及び中学校に配属します。

募集にあたっては、補充教職員（事務・栄養士・養護教諭）として勤務を希望する方を登録します。その後、任用が必要となった際に、登録された方の中から選考を行います。

2 勤務内容

- （１）事務：学校事務（経理業務、学籍管理、パソコン入力作業、書類整理、電話対応、窓口業務等）
- （２）栄養士：小中学校の献立作成、発注等
- （３）養護教諭：小中学校の児童・生徒の健康管理等
- （４）各職務に付随する事項

3 登録資格

- （１）事務：義務教育を終了した心身が健全な者（年齢要件や必要資格は特になし）
 - （２）栄養士：義務教育を終了し、かつ、栄養士免許証、管理栄養士免許証又は栄養教諭免許状を有する心身が健全な者
 - （３）養護教諭：義務教育を終了し、かつ、養護教諭免許状を有する心身が健全な者
- ※ 免許要件については、令和 7 年 4 月 1 日までに取得見込みの方も登録できます。

※ 地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する方は登録できません。

4 登録方法

履歴書（写真添付）に必要な事項及び下記【特記事項】を記入し、郵送または直接、**指導室 教職員係窓口**に提出してください。

【特記事項】

以下の事項を備考欄等に記載してください。

- (1) 勤務を希望する年度（令和7年度）及び希望職種（事務・栄養士・養護教諭）
※履歴書上部余白に朱書き
- (2) 希望勤務日数（月10日又は20日、もしくはどちらでも可）
- (3) パソコン経験の有無
- (4) 平日午前9時から午後5時の間の連絡先（携帯電話可）
- (5) 欠格条項に該当しない旨及び自署による署名

〈記入例〉

私は、地方公務員法第16条（欠格条項）各号のいずれにも該当していません。

令和 年 月 日 氏名（自署）

※ 区から登録した旨のお知らせは行いません。

※ 提出された書類につきましては、返却いたしませんので御了承ください。

5 登録受付期間

令和7年1月31日から随時

※ 履歴書受付から任用まで最短で1か月程度を必要とします（登録期間内に任用されない場合もあります。）。

※ 登録期間は受付時から令和8年3月31日までとなります。

※ 登録期間終了後の履歴書は、区で責任をもって廃棄します。

6 選考

任用が必要となった際、登録された方の中から面接等を実施します。

7 任用手続

任用予定者には、登録資格免許状の写し（事務以外）、誓約書、通勤届、健康診断書等、任用に必要な書類を提出していただきます。

なお、資格を欠いていた場合や補充教職員（事務・栄養士・養護教諭）としての適性を欠くことが明らかになった場合には、任用予定を取り消します。

8 任用期間

任用日から令和8年3月31日までの範囲

※ 任用事由や勤務予定校の状況により異なります。

※ 原則1か月間は条件付採用期間です。（任用後1か月間の実際の勤務日数が15日に満たない場合は15日に達する日まで延長します。）

9 勤務場所

板橋区立の小学校及び中学校

10 勤務条件

（1）勤務日数

① 事務

（ア）欠員補充：月20日（条件により月10日も可）、年230日を上限

※ 8月の勤務日数については、月10日を上限

（イ）規模補正、要保護・準要保護補正：月10日、年60日を上限

② 栄養士（欠員補充）

月20日（条件により月10日も可）、年223日を上限

※ 8月の勤務日数については、月3日を上限

③ 栄養士（再任用短時間補充）

月4日（目安）、年40日を上限

※月ごとの勤務日数の限度は設定しないが、8月の勤務は不可

④ 養護教諭（欠員補充）

月20日（条件により月10日も可）、年223日を上限

※ 8月の勤務日数については、月3日を上限

(2) 勤務時間

1 日につき 7 時間 4 5 分を上限とします。

※ 正規の勤務時間は 8 時 1 5 分から 1 6 時 4 5 分まで（休憩時間を含む）を基準として勤務場所の学校長が定めます。

※ 休憩時間は 4 5 分間とし、時間帯については勤務場所の学校長が定めます。

(3) 報 酬

① 事務：時給 1, 3 9 5 円（地域手当相当額を含む）

② 栄養士：時給 1, 6 0 0 円（地域手当相当額を含む）

③ 養護教諭：時給 1, 8 0 0 円（地域手当相当額を含む）

※ 任用されるまでに報酬額の改定が行われた場合にはその額によります。

※ 勤務日数に応じた額を、原則として翌月 1 5 日に金融機関口座に振込みます。

(4) 賞 与

勤務条件により支給される場合があります。

(5) 交通費

通勤に係る費用は実費を支給します（1 日 2, 6 0 0 円、1 か月 5 5, 0 0 0 円が上限）

(6) 社会保険

勤務条件により健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

(7) 休暇関係

年次有給休暇、慶弔休暇（有給）、夏季休暇（有給）等が付与されます。

(8) 公務災害補償

公務上の災害又は通勤による災害については、所定の手続きの後、認定された場合は補償されます。

【 参 考 】

地方公務員法 第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- （１）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- （２）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- （３）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- （４）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

板 橋 区 教 育 委 員 会 事 務 局

173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

指導室教職員係 電話 03-3579-2641

板橋区ホームページ <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>